

年発1219第1号
令和7年12月19日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

今般、確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第431号。以下「改正政令」という。）が本日付で公布され、令和8年4月1日より施行されることとされた。

改正政令の内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただき、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 改正政令の概要

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「令和7年改正法」という。）において、確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「DC法」という。）第4条第1項第3号の2が削除されたこと等を踏まえ、確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下「DC令」という。）を改正する。具体的な内容は以下のとおり。

○ 企業型確定拠出年金（以下「企業型DC」という。）の企業型年金加入者掛金額の制限撤廃に係る整備

（経緯・現状）

企業型DCに係る規約において、加入者が掛金を拠出することができる旨を定める場合には当該加入者の掛金（以下「企業型DC加入者掛金」という。）の額が事業主掛金の額を超えないように企業型DC加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められていなければならぬとされていたところ（DC法第4条第1項第3号の2）、令和7年改正法により当該規定が削除された。

また、DC令第6条第4号においては、企業型DC加入者掛金を拠出することができる旨を定める場合の規約の要件について規定しており、同号ハにおいて企業型DC加入者掛金の額の変更について定めているところ、企業型DC加入者掛金の額は企業型DCの拠出単位期間において、1回に限り変更することができることとしている（以下「企業型DC加入者掛金の変更回数の制限規定」という。）。

この企業型DC加入者掛金の変更回数の制限規定の例外にあたる場合の一つとして、同号ハにおいて「企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより当該事業主掛金の額が企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合」が規定されている。

(改正の内容)

今般、令和7年改正法においてDC法第4条第1項第3号の2が削られることにより、企業型DC加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないという上限規制が撤廃され、企業型DC加入者掛金の変更回数の制限規定の例外として「企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより当該事業主掛金の額が企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合」を含める必要がなくなったことに伴い、DC令第6条第4号ハの当該場合を削り、当該場合を企業型DC加入者掛金の変更回数の制限規定に含め、1回分として数えることとする。

なお、改正政令において、確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）第4条の2第1号に規定の一部の内容をDC令に規定したため、この政令の施行日である令和8年4月1日までに確定拠出年金法施行規則についても改正することを予定している。

また、事業主等からの照会対応等にあっては、「確定拠出年金の企業型年金加入者掛金額の制限撤廃に係る事務の取扱いに関する参考資料の送付について」（令和7年12月10日付け事務連絡）も参照されたい。

2. 施行期日

令和7年改正法附則第1条第1項第9号に掲げる規定（令和7年改正法第29条中DC法第4条第1項第3号の2の改正規定に限る。）の施行の日（令和8年4月1日）